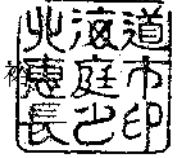


恵庭市土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和7年5月21日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第22号

恵庭市土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則

恵庭市土地区画整理組合資金貸付規則（平成14年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

貸 付 申 請 書

第 号
年 月 日

恵庭市長 様

申請者 組合
代表者氏名 ㊟

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第3号の土地区画整理事業に要する資金
金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、 年 月 日まで据え置き、以後次のとおり分割して、各償還期
日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	年 月 日
金 円	年 月 日

第2条 土地区画整理事業(以下「事業」という。)に要する資金が当初の予定額を必要とし
なくなったときは、市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還しま
す。

第3条 借入金の償還に当たっては、市の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴市
が指定する日の翌日から支払いの日までのに数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に
年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条にかかわらず、貴市に
対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部に
ついてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借入の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借入の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- (3) 第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに反したとき。
- 2 貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。
- 第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。
- 第8条 債務者又は保証人は、貴市が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。
- 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
- 第9条 貴市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を要求したときは、これに応じます。
- 第10条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、ただちに貴市に報告し、その指示に従います。
- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合
- 第11条 毎年度末の土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を翌年度の4月15日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を貴市に提出します。
- 2 貴市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。
- 第12条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

(注意)

1. 印欄には実印を押印してください。
2. 印鑑登録証明書を添付してください。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第7条関係)

借 用 証 書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第3号による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法、これに基づく命令の規定及び恵庭市土地区画整理組合資金貸付規則並びに次の事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借入金は、 年 月 日まで据え置き、以後次のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額		償 還 期 日		
金	円	年	月	日
金	円	年	月	日

第2条 土地区画整理事業(以下「事業」という。)に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還に当たっては、貴市の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴市が指定する日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、貴市に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- (3) 第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに関したとき。

2 貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、貴市が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 貴市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を要求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、ただちに貴市に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

第11条 毎年度末の土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を翌年度の4月15日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を貴市に提出します。

2 貴市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

年 月 日

恵庭市長 様

所在地

債務者

㊟

住所

連帯保証人

㊟

住所

連帯保証人

㊟

(注意)

- 1. 印欄には実印を押印してください。
- 2. 印鑑登録証明書を添付してください。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第9条関係)

土地区画整理組合資金貸付金支払期限延長申請書

年 月 日

恵庭市長 様

住 所

組合代表者氏名



年 月 日付貸付決定の土地区画整理組合資金貸付金の償還については、次のとおり支払期限の延長を申請します。

借 受 金 額						円
当初の支払い方法	支 払 期 日					金 額
	第 回	年	月	日		円
	第 回	年	月	日		円
変 更 後 の 償 還 方 法	支 払 期 日					金 額
	第 回	年	月	日		円
	第 回	年	月	日		円
変 更 の 理 由						

(注意)

1. 印欄には実印を押印してください。
2. 印鑑登録証明書を添付してください。

別記第8号様式規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。